

様式第十号(第十条の九関係)

(第1面)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 年 月 日 (宛先) 前橋市長	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、 産業廃棄物収集運搬業 の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類 産業廃棄物処分業 及び図面を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	



(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式 の数又は 出資の金額	割合	本籍
(ふりがな) 氏名又は 名称				

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄



【処分業】別紙2

年 月 日	業 務 経 歴
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

【処分業】別紙3

事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（総括表）

種 類		数 量	設 置 場 所	処理能力
保 管 施 設	(処理前)			
	(処理後)			
中 間 処 理 施 設				
運 搬 機 材				
最 終 処 分 場				埋立地の 面 積  (埋立容量)
埋 立 機 材				

(留意事項)

- ◆ 申請する事業の範囲に係る施設について記入すること。
- ◆ 中間処理施設にあっては、保管施設についても記入すること。

【処分量】別紙4の1

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（保管施設）

	処理前の廃棄物の保管施設	処理後の廃棄物の保管施設
保管する産業 廃棄物の種類		
保管施設の所在地		
保管施設の面積		
保管能力		
飛散防止措置		
流出防止措置		
地下浸透防止措置		
悪臭発散防止措置		
害虫発生防止措置		
火災防止措置		
囲いの状況		
備 考		

（留意事項）

- ◆ 複数の施設がある場合は、施設ごとに作成すること。



水 質 関 係	処理前の水質 (計画値)	
	処理後の水質 (計画値)	
	水 量	
	排水処理方法	
	放流先の概要	
大 気 関 係	処理後の排ガスの質 (計画値)	
	排ガス量	
	排ガスの処理方法	
騒 音 関 係	発生源の騒音レベル	
	敷地境界の騒音レベル	
	騒音防止措置	
振 動 関 係	発生源の振動レベル	
	敷地境界の振動レベル	
	振動防止措置	

悪臭防止措置	
粉じん防止措置	
飛散防止措置	
流出防止措置	
地下浸透防止措置	
火災防止措置	
腐食防止措置	
処理施設への地表水の 流入防止措置	
囲いの状況	
中間処理施設であることの 表示方法	

続紙

(焼却設備の場合に記入)

燃焼室への廃棄物供給方法	
燃焼室設備の概要	
主要な燃焼室の出口の炉温 及び燃焼ガス温度の測定・ 記録方法	
助燃装置の概要	
燃焼室への供給空気量調節 設備の概要	
排ガス処理設備の概要	
集じん器に流入する燃焼ガ スの冷却方法	
集じん器に流入する燃焼ガ スの温度及び測定・記録方 法	
排ガス中のCO濃度の測定 ・記録装置	
ばいじん及び焼却灰それぞ れの排出・貯留設備の概要	

3 中間処理後の産業廃棄物及び排水処理施設等から発生する産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の種類		
発生量		
処分方法		<p style="text-align: center;">埋立処分      海洋投入処分      中間処理      売却</p> <p style="text-align: center;">( 中間処理、売却の場合は具体的な方法 )</p>
処 分 先	自己処理	(処分場所 )
	委託処理	(処分業者名)
		(所在地)

(留意事項)

- ◆ 複数の処理施設がある場合は、施設ごとに記入すること。
- ◆ 処理施設の設置場所欄は、設置場所の地番すべてを記入すること。
- ◆ 処理能力欄は、1日当たりの処理能力を■又はトの単位で記入し、( )内に時間当たりの処理能力を記入すること。

【処分業】別紙4の3

1 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（最終処分場）

処理施設の種類	安定型		管理型		遮断型	
法第15条第1項の 設置許可の有無	有（ 年 月 日 許可）				無	
最終処分する 産業廃棄物の種類						
処理能力	最終処分場の面積		m <sup>2</sup>			
	埋立処分の用に供 される場所の面積		m <sup>2</sup>			
	埋立容量	廃棄物量	m <sup>3</sup>			
		覆土量	m <sup>3</sup>			
		合計	m <sup>3</sup>			
土地の借用期間	年 月 日 ~		年 月 日			
埋立予定期間	年 月 日 ~		年 月 日			
操業予定時間	時間/日		（ 時~ 時）			
1日の搬入予定量	m <sup>3</sup> /日		（搬入車両		台/日）	
埋立方法						
覆土材確保の状況	（確保量）					
	（確保方法）					
	（保管場所）					
技術管理者職氏名（予定）						



水 質 関 係	処理前の水質 (計画値)	
	処理後の水質 (計画値)	
	水 量	
	排水処理方法	
	放流先の概要	
騒 音 関 係	発生源の騒音レベル	
	敷地境界の騒音レベル	
	騒音防止措置	
振 動 関 係	発生源の振動レベル	
	敷地境界の振動レベル	
	振動防止措置	
悪臭防止措置		
粉じん防止措置		
飛散防止措置		
流出防止措置		

公共用水域の汚染防止措置	
地下水の汚染防止措置	
(安定型埋立地の場合で) 公共水域及び地下水の汚染防止措置がない場合、埋立地に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入することを防止するための措置	
火災防止措置	
困いの状況	
最終処分場であることの表示方法	

4 排水処理施設等から排出される産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の種類		
発生量		
処分方法	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 〔 中間処理、売却の場合は具体的な方法 〕	
処分先	自己処理	(処分場所 )
	委託処理	(処分業者名)
		(所在地)

(留意事項)

- ◆ 複数の処理施設がある場合は、施設ごとに記入すること。
- ◆ 最終処分場の所在地等の一覧は、設置場所の地番すべてを記入すること。

【処分業】別紙5

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 ( 千 円 )	
事業の開始に要する 資金の総額		
土地		
事務所		
収集運搬車両		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じて適宜変更すること。		

【処分業】別紙6

資 産 に 関 す る 調 書			年 月 日現在
資産の種別	内 訳	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 訳	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

※ (財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分に  
関する講習の修了証を添付すること。

# 誓 約 書

年 月 日

前橋市長 あて

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

私  
当法人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれに  
も該当しない者であることを誓約します。